



目 次

告 示	ペー	ジ
○保安林の指定施業要件の変更予定（2件）	(治山林道課)	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	1
○建築基準法による道の指定	(")	1
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	1
○土地改良区の役員の退任	(")	2
○土地改良区の清算人の退職	(")	2

告 示

高知県告示第393号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 航行の目標の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第394号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 越知町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 越知町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市佐喜浜町字中		9.6	

尾2804番2から 室戸市佐喜浜町字上 中尾2934番1まで	前	31.4	440
室戸市佐喜浜町字中 尾2804番2地先から 室戸市佐喜浜町字上 中尾2934番1まで	後	9.4 22.0	440

高知県告示第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1526番9	6.00 4.91	28.62 25.22	

高知県告示第397号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

香南市夜須町西山字樋詰101番2地先から字宮ノ原251番1地先に至る延長92メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栃ノ木堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	小原 武志	安芸市井ノ口 乙2339
〃	小松 正博	〃 〃 乙1960
〃	千光士和彦	〃 〃 乙1531
〃	大久保暢夫	〃 〃 乙 882
〃	西岡 章	〃 〃 甲1335
〃	小松 幹尚	〃 〃 甲 687

〃	小川 英雄	〃	僧津	418
〃	小原 耕	〃	土居	788
〃	清藤 浩三	〃	〃	533
〃	大坪 啓助	〃	〃	1747-3
〃	北村 展之	〃	〃	1983
〃	安部 正治	〃	黒鳥	595
〃	川島 一義	〃	〃	819
監事	小松 一夫	〃	井ノ口	乙1632
〃	小原 永一	〃	土居	942-14
〃	松浦 勇雄	〃	矢ノ丸一丁目	10-8
(就任)				
理事	小松 修	安芸市井ノ口		乙2581
〃	小松 英雄	〃	〃	乙1757-1
〃	宇田 周二	〃	〃	乙 985-2
〃	大久保暢夫	〃	〃	乙 882
〃	西岡 章	〃	〃	甲1335
〃	小松矢寸志	〃	〃	甲 688
〃	小松 正夫	〃	僧津	498-イ
〃	小原 耕	〃	土居	788
〃	小松 正範	〃	〃	460
〃	中平 稔	〃	〃	2034-1
〃	森澤 和義	〃	〃	2031
〃	安部 正治	〃	黒鳥	595
〃	川島 一義	〃	〃	819
監事	小松 一夫	〃	井ノ口	乙1632
〃	小原 重松	〃	土居	747
〃	松浦 勇雄	〃	矢ノ丸一丁目	10-8

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市吾桑為貞土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 役名   | 氏 名   | 住 所           |
| (退任) |       |               |
| 監事   | 武田 英雄 | 須崎市吾井郷乙1250-5 |
| 〃    | 梅原 孝男 | 〃 〃 甲 164     |

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市吾桑為貞土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成23年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
梅原 直生	須崎市吾井郷甲220
梅原 康司	〃 〃 甲183-2
谷脇 史雄	〃 〃 甲 83
谷脇 計志	〃 〃 甲127
大野 正美	〃 〃 乙514
長山 幸男	〃 〃 甲599